

平成29年度和歌山県被災宅地危険度判定士養成講習会 受講のご案内

内容： 大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保するために、被害の発生状況を迅速かつ的確に判定する被災宅地危険度判定士を養成する講習会を開催します。

主 催： 和歌山県

開催日時： ①平成30年2月2日（金） 13：30～16：30
②平成30年2月9日（金） 13：30～16：30
(受付は13時00分から行います。)

開催場所： ①和歌山県民文化会館 5階 大会議室
和歌山市小松原通り1-1 TEL：073-436-1331
②和歌山県立情報交流センター Big・U 研修室4
田辺市新庄町3353-9 TEL：0739-26-4111

定 員： ①50名、②30名（定員になり次第、締め切りますのでご了承下さい。）

受講料： 無 料（テキストは当日無料で配布します。）

資格要件： 和歌山県内に住居地又は勤務地を有し、「宅地判定士」として和歌山県知事の登録受けようとする意志があり、かつ下記のいずれかの要件に該当する方。
(※詳しくは受講申込関係書類を参照して下さい。)

- (1) 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに規定する設計者の資格を有する方。
- (2) 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する方。
- (3) 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、和歌山県知事が認める方。
- (4) 建築士法による二級建築士として4年以上の実務経験を有する方及び建設業法による土木、建築、造園に関する一級施工管理技士の資格を有する方又は二級施工管理技士の資格を有し5年以上の実務経験を有する方など、(1)～(3)と同等以上の知識及び経験を有するとして、和歌山県知事が認める方。

申込方法： 新規受講希望者は「受講申込書（様式01）」及び「被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第1号）」、また、更新登録を受けられる方で、受講を希望される方は「受講申込書（様式01）」及び「被災宅地危険度判定士登録更新申請書（様式第6号）」に必要事項を記入のうえ、必要な添付書類（上記資格要件(1)に該当する方は「資格要件申告書（様式第2号）」、(2)～(4)に該当する方は「実務経験証明書（様式第3号）」）を添えて、都市政策課まで申し込んで下さい。（郵送可）

《申込・問合先》

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 開発・計画班
TEL：073-441-3231 FAX：073-441-3232

※なお、受講票等は発行しませんが、受講申込をされた方は、当日から必ず受講していただきますようお願いいたします。

申込書配布場所：県庁都市政策課、各振興局建設部、各市町村

申込締切： 平成30年1月24日（水）
(※定員になり次第、締め切れますのでご了承下さい。)

講習内容： ①被災宅地危険度判定制度及び危険度判定活動の実施について
②被災宅地危険度判定技術について
③被災宅地危険度判定活動の事例研修について
④被災宅地危険度判定士登録手続きについて

その他の： 講習会会場において、宅地判定士登録の手続きを行っていただきますので、
下記のものをお持参下さい。

- 1 証明写真1枚（縦30ミリ×ヨコ20ミリ 頭の判別できるもの カラーも可）
- 2 ボールペン

※ 更新登録を受けようとする方は、「被災宅地危険度判定士更新登録申請書」と現に有効な登録証及び証明写真を指定する期日までに提出すれば、あらためて講習会を受講しなくても更新登録ができます。

※受付番号

**被災宅地危険度判定士養成講習会
受 講 中 込 書**

和歌山県知事 様

申込日：平成 年 月 日

わたくしは、被災宅地危険度判定制度に協力したいので、下記のとおり、被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を申し込みます。

ふりがな			大正 昭和 平成	年 月 日生
氏 名				
居 住 地	〒_____		TEL() -	FAX() -
勤務先	名 称			
	所 在 地	〒_____		TEL() -
				FAX() -

以下の該当する欄に○を記入してください。

会場

① 平成30年2月2日（金） 和歌山県民文化会館

② 平成30年2月9日（金） 和歌山県立情報交流センター Big・U

新規・更新の別

新規登録	テキスト有	テキスト無
更新登録		

判定士資格要件

- 1 和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号該当 -----
- 2 和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第2号該当 -----
- 3 和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第3号該当 -----
- 4 和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第4号該当 -----

登録証に記載する住所

居住地住所を希望する。	
勤務先所在地を希望する。	

※ 被災宅地判定士登録証には○を付けた住所が記載されます。ただし、居住地住所又は勤務先所在地の一方が和歌山県外の場合は、必ず和歌山県内の住所地に○をしてください。

様式01（受講申込書）の裏面

「被災宅地危険度判定士養成講習会受講申込書」記入上の注意

- 1 この講習会は、被災宅地危険度判定士として和歌山県知事の登録を受けようとする方を対象としていますので、登録の意志のない方の受講申込みは、ご遠慮下さい。
なお、居住地または勤務地のいずれかが和歌山県内でなければ受講申込みはできません。
- 2 「受付番号」欄以外の全ての欄に記入してください。
- 3 被災宅地危険度判定士として新規登録を受けようとする方は、この受講申込書と同時に被災宅地危険度判定士登録申請書一式を、また、更新登録を受けようとする方であらためて講習会を受講しようとする方は、この受講申込書と同時に被災宅地危険度判定士登録更新申請書及び現に有効な登録証を提出する必要があります。

なお、更新登録を受けようとする方は、被災宅地危険度判定士登録更新申請書一式を提出すれば、あらためて講習会を受けなくても更新登録を受けることができます。

4 各欄の記入手順

- (1) 「氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、ふりがなを付けて下さい。生年月日は、「大正、昭和、平成」のうち該当するものを○で囲んで記入して下さい。
- (2) 「居住地」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としている、連絡のとることができる所）を記入して下さい。「電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入して下さい。携帯電話等はなるべく避けるようお願いします。
- (3) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地の住所を記入して下さい。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に連絡が最も確実にとれる番号を記入し、勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかる可能性がある番号は避けて下さい。
- (4) 「会場」欄には、受講を希望する会場に○を記入して下さい。
- (5) 「新規・更新別」欄には、「新規登録」か「更新登録」のいずれかを選んで、該当する方に○を記入して下さい。また、更新登録の方は、「テキスト有」か「テキスト無」のいずれかを選んで、該当する方に○を記入して下さい。
- (6) 「判定士資格要件」欄には、あなたの宅地判定士となれる資格要件に該当する部分に○を記入して下さい。

詳しい内容については登録申請書（様式第1号）及び資格要件申告書（様式第2号）を参照して下さい。

複数該当する場合は、あなたが適当と考える資格要件を一つだけ選択し○を記入して下さい。

なお、更新登録される方は、現在登録している資格要件欄に○を記入して下さい。

- (7) 「登録証に記載する住所」欄には、登録証に記載を希望する方の住所に○を記入して下さい。ただし、登録証に記載できるのは和歌山県内の住所に限りますので、居住地または勤務地のいずれかが和歌山県外の住所の場合は、必ず県内の住所の方に○を記入して下さい。

被災宅地危険度判定士

登録申請書

申請日 平成__年__月__日

和歌山県知事様

わたくしは、和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項に該当し、第12条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会を終了したので、第4条第1項の規定により、被災宅地危険度判定士の登録を申請します。

申請者氏名 ふりがな		生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日
居住地住所	〒	TEL	()
勤務先	住所	〒	TEL ()
	所属 部署		

申請者は、次のうち、該当するいずれか一つの欄に○を付け、それぞれ→の番号にある書類を添付すること。

資格要件該当別	和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号該当 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトに規定する設計者の資格を有する。	→①
	和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第2号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する。	→②
	和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第3号該当 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して10年以上の実務経験を有し、和歌山県知事が認める者。	→③
	和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第4号該当 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木、建築、造園に関する一級施工管理技士の資格を有する者又は、二級施工管理技士の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者など、第1号から第3号と同等以上の知識及び経験を有するとして和歌山県知事が認める者。	→④

- ① 資格要件申告書（様式2号）
〔資格要件申告書で添付することとされている書面〕
- ② 実務経験証明書（様式3号）
- ③ 実務経験証明書（様式3号）
- ④ 資格登録証の写し等
〔実務経験証明書（様式3号）（一級施工管理士の有資格者は不要）〕

登録番号	有効期限
—	,

「被災宅地危険度判定士登録申請書」記入上の注意

- 1 この申請書は、被災宅地危険度判定士として登録を受ける意思があり、資格要件を満たしている方のみ提出してください。
- 2 「登録番号」欄、「有効期限」欄以外の全ての欄に記入してください。
- 3 「申請日」は、同時に提出する「被災宅地危険度判定士養成講習会申込書」にある「講習会の開催日」を記入してください。
- 4 この登録申請書には、あなたの資格要件によりそれぞれ定められた添付すべき書類がありますのでご注意ください。詳しくは、都市政策課までお問い合わせください。
- 5 各欄の記入手順

この申請書に記入する内容は、「被災宅地危険度判定士養成講習会申込書」とほとんど同じです。「講習会申込書」と見比べて記入の誤りがないように注意してください。

- (1) 「申請者氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、ふりがなを付けてください。生年月日は、「大正、昭和、平成」のうち該当するものを○で囲んで記入してください。
- (2) 「居住地住所」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としている、連絡のとれることができる所）を記入してください。「電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入してください。携帯電話等はなるべく避けるようお願いします。
- (3) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地の住所を記入してください。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に連絡が最も確実にとれる番号を記入し、勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかる可能性がある番号は避けてください。
- (4) 「資格要件該当別」欄は、「講習会申込書」の「判定士資格要件」欄と同じ該当区分に○を付けてください。
なお、○を付ける欄により添付する証明書等の種類が異なりますので、注意してください。
和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号（：①の欄）に○をつけた場合には、「被災宅地危険度判定士資格要件申告書（様式第2号）」とこの「申告書」の中で添付することとされている書面を、同要綱第3条第1項第2号及び第3号（：②、③の欄）に○をつけた場合には、「被災宅地危険度判定士実務経験証明書（様式第3号）」を、同要綱第3条第1項第4号（：④の欄）に○をつけた場合には、「被災宅地危険度判定士実務経験証明書」（様式第3号）（一級施工管理士の資格者は不要）と資格登録証の写し（特に必要と認める場合は追加資料）を添付することになります。
- (5) 「登録番号」と「有効期限」の欄には、何も記入しないでください。

登録番号	有効期限

申請者氏名	性別

(表)

様式第2号（第4条関係）

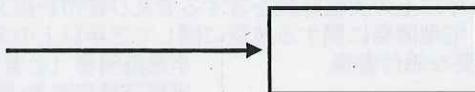
被災宅地危険度判定士

資格要件申告書

わたくしは、和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号に定める資格要件に下記のとおり該当することを必要書類を添え申告します。

記

該当する資格要件



裏面から該当する要件の記号を記入する。

平成 ____年 ____月 ____日

和歌山県知事 様

申告者氏名（自署）

様式第2号(第4条関係)

(裏)

該当する資格要件

該当するものいずれか1つの記号を表面□に記入し、指定された証明書を添付する。

ア 大学院等在学経験者 : 宅造告示1号、都計告示1号該当

大学(短大を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類

卒業証明書又は在学の期間を証明する書類

(必要な場合において履修科目証明書を追加)

実務経験証明書(様式第3号)

イ 大学卒業者 : 宅造令第17条第1号、都計規則第19条第1号イ該当

大学(短大を除く。)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類

卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)

実務経験証明書(様式第3号)

ウ 3年課程の短期大学卒業者 : 宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1号口該当

短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類

卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)

実務経験証明書(様式第3号)

エ 短期大学、高等専門学校卒業者 : 宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当

前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類

卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)

実務経験証明書(様式第3号)

オ 高等学校卒業者 : 宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当

高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類

卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)

実務経験証明書(様式第3号)

カ 認定講習会修了者 : 宅造告示第4号、都計告示38第2号該当

土木又は建築の技術に関して十年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を終了した者

必要な添付書類

認定講習会修了証の写し

実務経験証明書(様式第3号)

指定の国家資格を有する者

キ 技術士 : 宅造告示第2号、都計規則第19条第1号ホ(都計告示39)該当

技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類

技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書

実務経験証明書(技術部門を建設部門とする場合は、不要)

ク 一級建築士 : 宅造告示第3号、都計規則第19条第1号ヘ該当

一級建築士の資格を有する者

必要な添付書類

一級建築士登録証の写し

注) この面で「宅造令」とあるのは、「宅地造成等規制法施行令」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和37年3月29日付 建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは、「昭和45年1月12日付 建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは、「昭和45年1月12日付 建設省告示第39号」を表す。

様式第2号の説明

「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」記入上の注意

- 1 この申告書は、「被災宅地危険度判定士登録申請書」の「資格要件該当別」欄に和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号に該当すると記入された方（：①の欄に○をつけた方）のみ提出してください。
②、③または④の欄に○をつけた方は、この申告書を提出する必要はありません。

2 各欄の記入手順

- (1) あなたの資格要件を裏面から一つ選択し、「該当する資格要件」欄にその記号を記入してください。なお、裏面の資格要件の二つ以上に該当する場合には、あなたが適当と考える資格要件を一つだけを選択し、記入してください。
- (2) 裏面のあなたが選択した「該当する資格要件」の欄内に、必要な添付書類が記載されています。この必要な添付書類は、資格要件ごとに異なりますので、注意してください。
- (3) 資格要件「ア」から「オ」に該当する方
「在学の期間を証明する書類」または「卒業証明書」には、それぞれ証明書の原本を添付してください。卒業証明書等のコピーでは受付できません。
また、添付していただいた証明書で、資格要件として必要な学科課程を修めていることが確認できない場合には、「履修科目証明書（またはこれに準ずる証明書）」の追加添付をお願いすることができます。（なお、初めから履修科目証明書を添付していただいても結構ですが、卒業年月日等が明らかでない場合には、改めて卒業証明書等の添付をお願いすることになります。）
- (4) 資格要件「キ」に該当する方
「技術士第二次試験合格証明書」は、必ず技術部門の別が記載されているものを添付してください。
技術部門が記載されていない場合には、受付できません。
- (5) 「実務経験証明書（様式第3号）」は、証明が必要となる期間が資格要件ごとに異なりますので、それぞれ該当する欄に指定されている年数に注意してください。
- (6) 提出年月日には、同時に提出する「被災宅地危険度判定士養成講習会申込書」にある「講習会の開催日」を記入してください。
- (7) 「申請者氏名」は、必ずあなたの自筆で記入してください。なお、捺印は必要ありません。

様式第3号(第4条関係)

実務経験証明書

被災宅地危険度判定士
下記の者は、宅地開発に係る業務

土木、建築又は宅地開発に関する技術
に関し、下記のとおり実務の経験を有することを証明します。

平成 年 月 日

被証明者 氏名(自署)
職名
主な経験の内容
年月日
証明者 記

被証明者氏名	生年月日	年月日	証明期間	年月日	年月まで
職名	主な経験の内容	期	間	年月から	年月まで
				年月から	年月まで
				年月から	年月まで
				年月から	年月まで
				年月から	年月まで
				年月から	年月まで
				年月から	年月まで
				年月から	年月まで
				年月から	年月まで
合計				年月から	年月まで
				か月	

「被災宅地危険度判定土実務経験証明書」記入上の注意

- 1 「被災宅地危険度判定士登録申請書」または「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」で、「実務経験証明書」の添付が必要とされた方は、必ずこの様式に実務経験内容の証明を行い、提出してください。
この証明書の提出を必要としない方は、和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号に該当し（登録申請書で資格要件該当別①に○をつけた方）、資格要件申告書のキ「技術士」で技術部門を建設部門とどちらのうち一級施工管理技士の有資格者のみとなります。
- 2 この証明書は、証明者が証明することができます。証明者が異なる場合には、二枚以上に書き分けます。
また、このとき「証明期間」が重複している場合は、重複している期間にまとめて記載することができます。証明しある場合には、いざれか一枚の証明しか有効となりませんのでご注意ください。

- 3 各欄の記入手順
 - (1) 証明文書中の「土木、建築又は宅地開発に関する技術」と「宅地開発に関する業務」は、どちらかあなたが該当する方を残し、他方を――で消してください。
なお、要綱第3条第1項第1号、第2号及び第4号に該当する方は「土木、建築又は宅地開発に関する技術」を残し、要綱第3条第1項第3号に該当する方は、「宅地開発に関する業務」を残してください。
 - (2) 証明年月日は、この証明書を記入してください。
なお、証明者は、この証明書を記入した役職がある方です。例えば、「××部〇〇課」に所属していた機関の証明者は、「〇〇課長」または「××部長」の証明が必要となります。（当然ながら「部長」よりも「課長」の方が役職の公印である場合には記名の必要はありません）
 - (3) 関の証明は、「〇〇課長」または「××部長」の証明が必要となります。又、使用されている印が、捺印の必要はなく、又、証明者自筆の署名がある場合には、捺印の必要はありません。
 - (4) 「被証明者氏名」、「生年月日」の欄には、それぞれあなたの氏名、生年月日を記入してください。
なお、「証明期間」欄には、「証明者」として記名した方が、あなたの実務経験について証明できる期間（あなたが、証明者の管理する部署に所属していた期間）を記入してください。
 - (5) 「証明期間」欄には、最初の月を算入せずに記入してください。
なお、証明期間は月単位で記入し、その初日が毎月の1日（朔日）でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。
 - (6) 「職名」欄には、証明期間内にあなたが就いていた役職の名称を具体的に（例えば、「××部××課××係技術吏員」等）記入してください。
なお、「職名」欄には、証明期間内にあなたが就いていた役職に記載した役職欄に記載した役職の名称を、概ね2年毎に一つ以上記載してください。
 - (7) 「主な経験」欄には、「職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間を記入してください。
なお、「期間」欄には、「証明期間」欄と同様に月単位で記入し、その初日が毎月の1日（朔日）でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。
 - (8) 「合計」欄には、「期間」欄に記入した期間の年月を記入してください。